

改正医療法に  
基づく義務です

平成  
29  
年度

# 病床機能報告 報告マニュアル①

## 医療機能の選択にあたっての 考え方について

### 目 次

(1) 各病棟の病床が担う医療機能について	1
(2) ご報告いただく医療機能の時期	1
(3) 医療機能の選択にあたっての基本的な考え方について	2
(4) 病棟の統廃合等を予定している場合の留意点について	5
(5) 有床診療所における医療機能について	5
(参考) 病床機能報告制度の概要	6

平成29年9月

厚生労働省

## (1) 各病棟の病床が担う医療機能について

病床機能報告においては、病棟ごとに、各病棟の病床が担う医療機能を下表の4つの中から、各医療機関のご判断で1つ選択し、ご報告いただきます。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※ 高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟</li></ul>
急性期機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</li></ul>
回復期機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能</li><li>○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、A.D.L の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）</li></ul>
慢性期機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能</li><li>○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能</li></ul>

## (2) ご報告いただく医療機能の時期

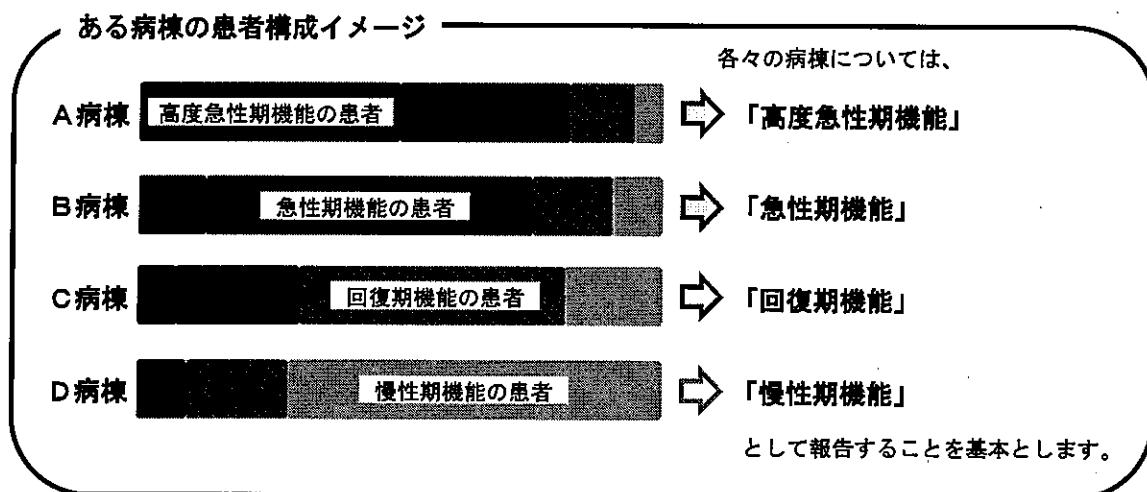
各病棟の病床が担う医療機能は、下表に示す時点ごとに、それぞれ選択し、ご報告いただきます。

時点	回答の仕方
2017（平成29）年7月1日時点の機能	平成29年7月1日時点で当該病棟が担う医療機能について、いずれか1つ選択してご記入ください。
6年が経過した日における病床の機能の予定	6年が経過した日（平成35年7月1日時点）において当該病棟が担う病床の機能の予定について、いずれか1つ選択してご記入ください。
2025（平成37）年7月1日時点の機能（任意）	平成37年7月1日時点で当該病棟が担う予定の医療機能について、いずれか1つ選択してご記入ください。
6年以内に変更予定がある場合	6年が経過した日（平成35年7月1日時点）の病床の機能の予定に向けて、6年以内に変更予定がある場合は、その変更予定年月、変更後の機能についてもご記入ください。

### (3) 医療機能の選択にあたっての基本的な考え方について

病床機能報告においては、病棟が担う医療機能をいずれか 1 つ選択して報告することとされていますが、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、下図のように当該病棟でいずれかの機能のうち最も多くの割合の患者の機能を報告することを基本とします。

なお、病床機能報告は、医療機関のそれぞれの病棟が担っている医療機能を把握し、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることができます。そのため、今回の病床機能報告において、いずれの医療機能を選択した場合であっても、診療報酬の入院料等の選択等に影響を与えるものではありません。



## (参考) その他の留意点について

○下図を参考として報告してください。

なお、看護人員配置別に設定されている入院基本料と病床機能報告上の医療機能との関係については、看護人員配置が手厚いほど医療密度の濃い医療を提供することが期待されて診療報酬が設定されておりますが、病床機能報告においては、看護人員配置が手厚い場合であっても、実際に提供されている医療機能を踏まえて報告するものです。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能</li> </ul> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急入院料</li> <li>・リケアニット入院医療管理料</li> <li>・小児特定集中治療室管理料</li> <li>・総合周産期特定集中治療室管理料</li> <li>・新生児特定集中治療室管理料</li> <li>・新生児治療回復室入院医療管理料</li> </ul> <p>※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、特定の入院基本料を算定していることをもって、ただちに高度急性期機能であることを示すものではない。医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から高度急性期機能と判断されるものについて、適切に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（7対1）</li> <li>・特定機能病院入院基本料（7対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（7対1）</li> </ul>
急性期機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</li> </ul> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア病棟入院料</li> </ul> <p>※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、特定の入院基本料を算定していることをもって、ただちに急性期機能であることを示すものではない。医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から急性期機能と判断されるものについて、適切に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（7対1、10対1）</li> <li>・特定機能病院入院基本料（7対1、10対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（7対1、10対1）</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（13対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（13対1）</li> </ul> <p style="text-align: center;">〕</p>
回復期機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能</li> <li>○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）</li> </ul> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア病棟入院料</li> <li>・回復期リハビリテーション病棟入院料</li> </ul> <p>※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から回復期機能と判断されるものについては、適切に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料（10対1、13対1、15対1）</li> <li>・特定機能病院入院基本料（10対1）</li> <li>・専門病院入院基本料（10対1、13対1）</li> </ul>

## 慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能
- ※ 算定する特定入院料の例
  - ・特殊疾患入院医療管理料
  - 〔・地域包括ケア病棟入院料〕
  - ・療養病棟入院基本料
- ※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から慢性期機能と判断されるものについては、適切に報告すること。
  - ・一般病棟入院基本料（13対1、15対1）
  - ・専門病院入院基本料（13対1）

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、現状において、リハビリテーションを提供していないなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できることとされています。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。
- 特定機能病院における病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、「(3) 医療機能の選択にあたっての基本的な考え方について」の記載を参考とし、医療機能を適切に選択してください。

#### (4) 病棟の統廃合等を予定している場合の留意点について

病院において、今後、病棟構成の変更（医療機関の統合を含む）を予定している場合は、以下の点にご留意ください。

- ・ 平成29年7月1日時点での病棟を今後病院の建て替えや病棟再編により分割する場合には、分割時の病床数が多いほうの機能のご予定を「6年が経過した日における病床の機能の予定」としてご記入ください。
- ・ 病棟を統合する場合は、統合される全ての病棟につき、同一の「6年が経過した日における病床の機能の予定」をご回答のうえ、自由記入欄に「○年○月に○○病棟、○○病棟と統合予定」とご記入ください。
- ・ 病院が統合される予定である場合も同様に、現時点でご回答いただける範囲で各病棟につき「6年が経過した日における病床の機能の予定」をご回答ください。その際、自由記入欄にご状況を詳細にご記入くださいますようお願ひいたします。

#### (5) 有床診療所における医療機能について

有床診療所については1病棟と考え、有床診療所単位でご報告いただきます。医療機能については、病院と同様に、4つの医療機能（高度急性期機能／急性期機能／回復期機能／慢性期機能）の中から1つを選択いただきます。

有床診療所は、病床数が19床以下と小規模であり、また、地域の医療ニーズに対応して多様な役割を担っていることを踏まえ、以下のような機能の選択の例が考えられます。

（例）

- ・ 産科や整形外科等の単科で手術を実施している有床診療所 → 急性期機能
- ・ 在宅患者の急変時の受入れや急性期経過後の患者の受入れ等幅広い病期の患者に医療を提供している有床診療所 → 急性期機能又は回復期機能のいずれか
- ・ 病床が全て療養病床の有床診療所 → 慢性期機能

これらの例以外にも、有床診療所には様々な患者の方々が入院しておられることを踏まえてご回答ください。

なお、医療機能とは別に、有床診療所の病床の役割として担っているものを、次の①～⑤から選択し、報告いただきます（複数選択可）。

- ① 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能
- ② 専門医療を担って病院の役割を補完する機能
- ③ 緊急時に対応する機能
- ④ 在宅医療の拠点としての機能
- ⑤ 終末期医療を担う機能

## (参考) 病床機能報告制度の概要

病床機能報告制度とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づいて実施する制度です。

### <参考>

#### ○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

##### 第三十条の三 （略）

###### 2 （略）

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

###### 3 （略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

###### 2・3 （略）

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第七十五条の三 第三十条の十三第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

※ 医療機関からは法律上、都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、事務作業の効率化のため、厚生労働省が事務局機能、全国共通サーバの整備等をみずほ情報総研株式会社に一部業務委託しています。

以上